

福岡県公報

平成二十五年三月二十六日
第三千四百八十二号
増刊
①

目次

訓令(第一号)

○福岡県河川観測規程の一部を改正する訓令

(河川課) ……………一

訓令

福岡県訓令第一号

県土整備部

県土整備事務所

福岡県河川観測規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県河川観測規程の一部を改正する訓令

福岡県河川観測規程(昭和三十二年六月福岡県訓令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

(信用失墜行為の禁止)

第九条 観測員等は、その職の信用を傷つけ、又は福岡県職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第十条 観測員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 観測員等が、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表する場合には、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当

する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
[作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野印刷株式会社 (電話 092-262-5726)